

公 示

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠について

「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて(令和4年3月31日付け四運自公第17号)」(以下「特例公示」という。)

5. (1)参入枠の公示に基づき、令和6年度の営業区域毎の特例参入枠を下記のとおり公示する。

令和6年4月22日

四国運輸局長 河野



記

1. 参入枠

営業区域	特例公示2. ①に係る参入枠	特例公示2. ②に係る参入枠	合計
高松交通圏	2人	4人	6人
徳島交通圏	4人	2人	6人
松山交通圏	3人	4人	7人
高知交通圏	8人	3人	11人

2. 申請受付期間

令和6年9月1日から令和6年9月30日

附 則 (令和6年4月22日付け四運自公第6号)

1. この公示は、令和6年4月22日から適用する。